

○旧御杖小学校利活用事業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、旧御杖小学校の建物及び土地の利活用を行う民間事業者を選定するため、旧御杖小学校利活用事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、村長が別に定める旧御杖小学校利活用事業事業者募集要項の規定に基づき、民間事業者から提出のあった事業提案書を審査し、優先交渉者及び次点者を選定する。

(組織)

第3条 選定委員会の委員は、次に掲げる者で構成し、第2号から第5号までの者は村長が委嘱又は任命する。

- (1) 御杖村長
- (2) 御杖村職員の中から村長が指名する者
- (3) 地域を代表する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、令和8年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 選定委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員長は御杖村長をもって充て、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(守秘義務)

第7条 選定委員会の委員は、会議の内容並びに優先交渉者及び次点者の選定にあたり知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選考委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。